

韓国の輸入規制措置の概要 (平成26年5月22日時点)

1. 輸入規制措置の概要

韓国は、日本から輸出されるすべての食品等について、日本の政府機関が発行する証明書を求めるとともに、一部の地域の品目には輸入停止措置を講じています。

(1) 輸入停止措置の対象品目

地域	品 目
青森	きのこ類、マダラ
岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、大豆、そば、スズキ、マダラ、イワナ、ウグイ、クロダイ
福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、小豆、大豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、ウド、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケソウダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、サヨリ、飼料
宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、大豆、そば、米、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ、アユ
群馬	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、ヤマメ、イワナ、飼料
栃木	ほうれんそう、かきな、栗、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料
埼玉	きのこ類
茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、マダラ、飼料
千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンブナ
神奈川	茶
山梨	きのこ類
長野	きのこ類、こしあぶら
静岡	きのこ類

(2) 証明対象・内容

	地 域	品 目	規制内容
1	4 7 都道府県	全ての食 品	<日付証明> (平成 23 年 3 月 11 日より前に生産・加工さ れたことの証明)
2	13 都県 (宮城、山形、福島、茨 城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、新潟、長野、静 岡)	水産物及 び輸入停 止対象品 目以外の 食品	<放射性物質検査証明> (韓 国の放射性物質基準に適合 することの証明)
3	16 都道県 (北海道、青森、岩手、 宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉、東京、神奈川、愛知、三 重、愛媛、熊本、鹿児島)	水産物	
4	12 都道県 (北海道、青森、岩手、 宮城、千葉、東京、神奈川、愛 知、三重、愛媛、熊本、鹿児島)	養魚用飼 料及び魚 粉	
5	9 県 (青森、岩手、宮城、埼玉、 千葉、神奈川、山梨、長野、静 岡)	その他の 飼料 (牛、 馬、豚、家 禽等)	
6	上記 13 都県以外 (水産物については、16 都道県 以外)	全ての食 品	<産地証明> (上記区分 2 又 は 3 に該当しないことの証 明)

(参考) 韓国の放射性物質基準

(Bq/kg, L)

核 種	対象食品	基準値
ヨウ素 (^{131}I)	乳幼児食品	100
	乳及び乳加工品	100
	その他食品	300
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	牛乳、乳児用食品	50
	飲料水	10
	一般食品	100

(Bq/kg)

核種	種類	基準値
ヨウ素 (^{131}I)	飼料	300
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	牛、馬用飼料	100
	豚用飼料	80
	家きん用飼料	160
	養殖魚用飼料	40
	その他の飼料 (ペットフード等)	100

2. 留意事項

- (1) 韓国側の検査で放射性物質が微量でも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を追加で要求されることとなっており注意が必要です。
- (2) 韓国側は、福島県、宮城県、岩手県、青森県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県
の8県からの全ての水産物について、平成25年9月9日から全面的に輸入を
禁止しています。